

## 平成23年 給与に関する報告及び勧告の概要

### 本年の給与勧告の特徴

月例給は引下げ、ボーナスは改定なし

○公民給与の較差（▲0.76%）解消のため、月例給を引下げ（給料表の改定）

○特別給（ボーナス）の年間の支給割合は、民間の支給割合（4.02月）とおおむね均衡しているため、改定なし

※ 職員1人あたりの年収は、平均で約4万8千円の減（▲0.76%の減）

### I 公民比較

#### 1 月例給

民間給与	職員給与	公民較差
396,649円	399,682円	▲3,033円（▲0.76%）

※ 民間給与の調査対象：229事業所（市内1,156事業所から無作為抽出）  
[今年の公民較差 ▲3,262円（▲0.80%）]

#### 2 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合 4.02月（本市現行：4.00月）

[今年の民間の年間支給割合 4.01月（本市：4.15月 → 4.00月）]

### II 給与勧告・報告の内容

#### 1 月例給の改定内容

##### (1) 行政職員給料表

- ・初任給は据え置き。若年層は引下げを緩和
- ・4級（係長職）及び5級（課長補佐職）は引下げをやや緩和

##### (2) 行政職員給料表以外の給料表

- ・行政職員給料表に準じて引下げ

#### 2 実施時期等

- (1) この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日のときはその日）から実施
- (2) 本年4月からこの改定の実施の日の前日までの公民較差相当分は、平成23年12月期の期末手当で調整

### 【参考】勧告どおり改定が実施された場合の職員給与（平均年齢41歳11月）

	現行	改定後	増減
平均給与額	399,682円	396,649円	▲3,033円（▲0.76%）
平均年収額	634万6千円	629万8千円	▲4万8千円（▲0.76%）

<影響額>行政職員、消防職員、高等学校等教育職員及び医療職員 ▲約12億円 [17,718人]

※ 技能職員及び企業局（水道局、交通局、病院経営局）職員について同様に改定が実施された場合の影響額  
▲約17億円 [25,573人]

### Ⅲ 人事給与制度に関する報告

東日本大震災以降、危機対応力の強化を始め行政サービスの質の向上が一層求められている。市民の期待に応えるためには、一人ひとりの職員が幅広い知識や高い専門性を身に付け、高い意欲と使命感をもって職務にあたる必要がある

また、組織としては、職員の新たな能力の習得や向上のための継続的な支援・指導、さらには、能力を十分に発揮できるような職場環境の整備が重要

#### 1 人事考課制度の効果的な活用の促進

- ・職員満足度調査では、人事・給与に関する満足度が低い傾向。人事考課制度は一定の理解が得られたが、より効果的な活用が必要
- ・人事考課が給与への反映のほか人事制度全般の中で有効活用され、組織の活性化に資するよう、引き続き検討が必要

#### 2 職員のキャリア形成支援の推進

- ・横浜市人材育成ビジョンの改訂を行い、人事異動・人事考課・研修を効果的に連携させる取組を始めたが、この取組が定着し効果を上げていくことに期待
- ・各職場でのキャリア形成支援の取組が成果を挙げつつあり、昇任試験の受験率は2年連続で増加したものの、依然として低い状況
- ・責任ある仕事の「やりがい」や「達成感」を職員に伝え、意欲を引き起こすための取組が必要

#### 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・昨年改定した特定事業主行動計画では、家族等の介護も含めた仕事と生活の調和を推進
- ・仕事と介護を両立できるよう必要な対応を検討することで、互いに助け合う職場風土と働きやすい職場環境の実現に期待

#### 4 高齢期職員の雇用問題

- ・高齢期職員が能力を最大限に発揮し組織力を維持できるよう、適材適所の人材活用や給与制度の設計などについて、引き続き検討が必要
- ・国家公務員法等の改正の動向も見据えながら、任命権者と連携し高齢期職員の雇用問題の検討と人事給与制度の必要な見直しを推進

#### 【参考】最近の給与勧告の状況

	月例給	特別給（ボーナス）		平均年間給与
	公民較差	年間支給月数	対前年比増減	増減額
平成11年	0.29%	4.95月	▲0.30月	▲10万円
12年	0.13%	4.75月	▲0.20月	▲7万2千円
13年	0.10%	4.70月	▲0.05月	▲1万6千円
14年	▲1.71%	4.65月	▲0.05月	▲14万1千円
15年	▲1.01%	4.40月	▲0.25月	▲17万3千円
16年	※ 0.02%	4.40月	—	—
17年	▲0.40%	4.45月	0.05月	▲7千円
18年	▲0.26%	4.45月	—	▲1万8千円
19年	▲0.31%	4.50月	0.05月	▲1千円
20年	※ ▲0.02%	4.50月	—	—
21年	▲0.50%	4.15月	▲0.35月	▲17万4千円
22年	▲0.80%	4.00月	▲0.15月	▲11万1千円

23年	▲0.76%	4.00月	—	▲4万8千円
-----	--------	-------	---	--------

※平成16年及び平成20年は勧告を行わなかった。